

岡山県高等学校教育研究会学校図書館部会
岡山県高等学校図書館ネットワーク研究委員会規約

(名称)

第1条 本会は、岡山県高等学校教育研究会学校図書館部会岡山県高等学校図書館ネットワーク研究委員会(以下「ネットワーク研究委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 このネットワーク研究委員会は、県下全高校の生徒が情報格差を受けることなく学べる環境を得られるよう、学校図書館の新しい連携の在り方等の研究を行い、ネットワーク構築に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 このネットワーク研究委員会は、岡山県高等学校教育研究会学校図書館部会から委嘱を受けた岡山県高等学校図書館職員で構成する。

(内容)

第4条 このネットワーク研究委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる調査研究を行う。

- (1) 高等学校図書館の現況に関すること
- (2) 高等学校図書館の課題に関すること
- (3) 学校図書館および公共図書館のネットワークの在り方に関すること
- (4) 県内外の関係団体・機関との連絡および協力
- (5) その他必要と認める事項

(会費)

第5条 本会の経費は、会費その他収入をもって充てる。ただし、会費は、当分の間徴収しない。研修に要する実費はそのつど徴収することができる。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、ネットワーク研究委員会の業務遂行に必要な事項については、ネットワーク研究委員会の会議で定める。